**市職員を募集します**

 **総務課人事担当　23-5195**

　平成31年4月1日採用の大崎市職員を募集します。

試験区分

　上級試験（大学卒業程度）

職種・採用予定人員など

■行政

採用予定人員　15人程度

職務内容　行政事務の業務

■土木

採用予定人員　若干名

職務内容　土木の専門業務

■建築

採用予定人員　若干名

職務内容　建築の専門業務

■保健師

採用予定人員　若干名

職務内容　保健師の専門業務

■学芸員

採用予定人員　若干名

職務内容　埋蔵文化財の専門業務

受験資格

■共通事項

　次のいずれかの人

昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人、または平成

　31年3月までに卒業する見込みの人

■保健師

　共通事項に加え、保健師の資格を有する人、または平成31年4月までに資格を取得する見込みがある人

■学芸員

　共通事項に加え、大学（大学院を含み、短期大学を除く）で考古学を専攻し、学芸員の資格を有する人、または平成31年3月までに資格を取得する見込みがある人

一次試験日

　7月22日(日)

申込手続き

■受験申込書の請求先

　総務課または各総合支所地域振興課で6月1日(金)から配布します。

　郵送で請求する場合は、140円分の切手を貼った返信用封筒（角型二号）に郵便番号、住所、氏名を記入し同封してください。

■申込方法

　受験申込書（写真貼付）と受験票（62円切手貼付）に必要事項を記入し、持参または郵送で提出してください。

　郵送の場合は、簡易書留郵便などの確実な方法で送付してください。

■送付先

〒989─6188

大崎市古川七日町1─1

大崎市役所総務課人事担当

■受付期間

　6月1日(金)から19日(日)17時15分まで（必着）

※土・日曜日は受け付けできません。

※郵送の場合は、６月19日(火)17時15分までに届いたものが有効です。当日消印有効ではないので注意してください。

**こくほ健康ポイント事業に参加しましょう**

 **保険給付課国民健康保険担当　23-6051**

　国民健康保険加入者の皆さんの健康づくりを応援するため、「こくほ健康ポイント事業」を実施します。

　特定健康診査やがん検診の受診、健康教室などへの参加でポイントを集めて記念品の抽選に応募しましょう。日帰り温泉入浴券や発酵食品などの記念品が当たります。世界農業遺産認定を記念し、特別賞の抽選もあります。

■対象者

　40歳から74歳までの大崎市国民健康保険の被保険者で特定健康診査を受ける人

■対象期間

　12月末日まで

■ポイントの集め方

　参加を希望する人は、次の①～③の手順で５ポイントを集めて、応募してください。

①「ポイントカード」と「お知らせチラシ」を特定健診会場か保険給付課、健康推進課、各総合支所市民福祉課のいずれかで受け取る。

②必須の特定健診・がん検診を受診し、自分で受診日を記入する。

③市が主催する健康教室・講座、健康イベントへの参加、ジェネリック医薬品希望シールを保険証に貼るなどして、ポイントカードにスタンプを押してもらう。

■記念品の応募方法

　５ポイントを集めて、保険給付課、健康推進課、各総合支所市民福祉課健康増進担当のいずれかにポイントカードを持参、または保険給付課（古川七日町1番1号）へ郵送してください。

応募期限　平成31年1月10日(木)（郵送の場合は必着）

■その他

　抽選の結果、当選者には、平成31年3月に記念品を送付します。詳しくは、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/21,0,92,207,html）か、お知らせチラシを確認してください。

**市の花・木・鳥と市民歌の普及事業に補助金を交付します**

**政策課行政改革担当　23-2129**

　市の花・木・鳥および市民歌の普及を目的に、市民、市内のまちづくり協議会・住民団体・企業、特定非営利活動法人などが行う事業に対し補助金を交付します。

■対象事業

リーフレットの製作や啓発コーナーの整備などを行う事業

シンポジウムやセミナー、市民フォーラムなどの事業

環境の保全・保護活動

合唱や演奏などを通じて、多くの市民が市民歌に親しみ、学び、伝承する事業

市民団体や市などが行う、普及事業や関連イベント情報などの一元化、情報発信を行う事業

そのほか、普及啓発の状況が認められる事業

■対象経費

事業実施のために雇用した人の賃金

講師や専門家、出演者などへの謝礼金

講師や専門家、出演者などの交通費と宿泊費

消耗品・印刷製本の費用

郵便切手・広告・保険料などの費用

会場設営の費用

会場使用料・機械器具の賃貸料など

そのほか、市長が特に必要と認める経費

※飲食費や団体などの運営に関する経費、事業を実施する構成員への謝礼など、適当と認められない経費は補助金の交付対象外です。

■補助額

　補助対象経費を合算した額に補助率2分の1を乗じて得た額（限度額30万円）

■申込

　政策課または各総合支所地域振興課で配布する申請書に関係書類を添えて、政策課行政改革担当に提出

※申請書は、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,19427,25,406,html）に掲載しています。

**市内の店舗や小規模企業者を支援します**

**産業商工課商工振興担当　23-7091**

①店舗リニューアル支援事業補助金

　店舗内の改善やバリアフリー化、事業の拡大などに必要な改装費などを補助します。

■対象者・店舗

　市税などの滞納が無く、古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会のいずれかの会員で、市内で10年以上営業（小売業・飲食業・サービス業など）を行っている店舗

■補助額

　補助対象経費の2分の1以内（限度額30万円）

②創業・開業支援空き店舗対策事業補助金

　開店のための店舗改装費を補助します。

■対象者・店舗

　市税などの滞納が無く、古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会のいずれかの会員で、指定区域内の空き店舗を賃借して新たに営業（小売業・飲食業・サービス業など）を開始する店舗

■補助額

　補助対象経費の3分の2以内（限度額100万）

③中小企業・小規模企業者持続化事業補助金（販路拡大支援補助）

　広報費やデザイン開発費など販路開拓や業務効率化などに必要な費用を補助します。

■対象者

　市税などの滞納が無く、古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会、または、ＮＰＯ法人未来産業創造おおさきから推薦を受けた中小企業者および小規模企業者

■補助額

　補助対象経費の2分の1以内（限度額20万円）

④中小企業・小規模企業者持続化事業補助金（新製品・新技術開発補助金）

　機械装置費や技術指導料など、工業製品の新製品・新技術の開発に必要な費用を補助します。

■対象者

　市税などの滞納が無く、古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会、または、ＮＰＯ法人未来産業創造おおさきから推薦を受けた中小企業者および小規模企業者

■補助額

　補助対象経費の2分の1以内（限度額50万円）

共通事項

■①・②・③の補助金への申込

▼古川商工会議所（☎24-0055）

▼大崎商工会（☎52-2272）

▼玉造商工会（☎72-0027）

※予算に達した時点で受け付けを終了します。

■④の補助金への申込

▼産業商工課（☎23-7091）

※予算に達した時点で受け付けを終了します。

■注意事項

　改装工事や備品購入先などは、原則、市内の業者とします。詳しい内容は、事前に産業商工課（☎23-7091）にお問い合わせください。